労務管理状況調査票（バス事業）

|  |
| --- |
| この調査票は、事業場の労務管理等に関する実態を把握させていただくためのものです。労働時間管理適正化指導員が事業場を訪問させていただく際に利用させていただきますので、お手数ですが、運行管理担当者および労務管理担当者の方にあらかじめご記入いただきますようお願いいたします。 |

Ⅰ．貴事業場の概要についてお尋ねします。

問１　貴事業場の概要をご記入ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業場名 |  | 電話番号　　（　　） |
| 所在地 |  |
| 労働者数 | 名（うち運転者　　　名） | 企業全体　　　名 |
| ご担当者職氏名 |  |

問２　貴事業場で行っている事業内容に該当するものに○をつけてください。

１．一般乗合旅客自動車運送事業２．一般貸切旅客自動車運送事業

３．一般乗用旅客自動車運送事業４．その他

問３　貴事業場の保有車両台数は何台でしょうか。該当するものに○をつけてください。

１．５台以下

２．６台～１０台

３．１１台～２０台

４．２１台～５０台

５．５１台以上

Ⅱ．労務管理等についてお尋ねします。

問４　貴事業場における路線バス、貸切バス、高速バスの運行の業務割合はどの程度ですか。

|  |  |
| --- | --- |
| 路線バス | おおよそ　　　％ |
| 貸切バス | おおよそ　　　％ |
| 高速バス | おおよそ　　　％ |

問５　運転の交替要員として２人乗務をさせているケースがありますか。

１．ある　　　２．ない

問６　隔日勤務を行わせている運転者がいますか。

１．いる　　　２．いない

問７　休息期間を分割して与えている運転者がいますか。

１．いる　　　２．いない

問８　運転者に休日労働を行わせることがありますか。

１．ある　　　２．ない

問９　４週を平均した１週間当たりの拘束時間を最大７１．５時間まで延長するための労使協定を結んでいますか。

１．結んでいる　　　２．結んでいない

問１０　貸切バス及び高速バスの運転者について、４週間平均で１週間当たりの運転時間を最大４４時間まで延長するための労使協定を結んでいますか。

１．結んでいる　　　２．結んでいない

問１１　１年単位の変形労働時間制を採用している場合、１年単位の変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署へ届け出ていますか。

１．採用し届け出ている　　　２．届け出ていない

問１２　３６協定を締結し、労働基準監督署へ届け出ていますか。

１．締結し届け出ている　　　２．届け出ていない

問１３　労働者が１０名以上である場合、就業規則を作成して労働基準監督署へ届け出ていますか。

１．作成し届け出ている　　　２．作成していない

問１４　労働者を雇い入れる際、労働条件を書面で明示していますか。

１．書面で明示している　　　２．書面で明示していない

問１５　以下、健康診断及び事後措置についてお尋ねします。

（１）１年以内に１回、定期健康診断を実施していますか。

１．実施している（→（２）へ）　　　２．実施していない（→問１６へ）

（２）定期健康診断で所見のあった労働者について、産業医等に対し、健康保持のための措置について意見を聴取していますか。

１．聴取している（→（３）へ）　　　２．聴取していない（→問１６へ）

（３）産業医等からの意見に基づき、必要に応じて、作業負荷の軽減のための就業上の措置を講じていますか。

１．講じている　　　２．講じていない

問１６　以下、過重労働対策の実施状況についてお尋ねします。

（１）直近６ヵ月間で、１ヵ月の時間外・休日労働が１００時間又は２～６ヵ月間の１ヵ月平均の時間外・休日労働が８０時間を超えている労働者がいますか。

１．いる（→（２）へ）　　　　　　２．いない（→（４）へ）

（２）１ヵ月の時間外・休日労働が１００時間又は２～６ヵ月間の１ヵ月平均の時間外・休日労働が８０時間を超えている労働者に対して、産業医等の面接指導を実施していますか。

１．実施している（→（３）へ）　　２．実施していない（→（４）へ）

（３）面接指導の結果に対する意見を産業医等から聴取するとともに、意見に基づき、必要に応じて、作業負荷の軽減のための就業上の措置を講じていますか。

１．講じている（→（４）へ）　　　２．講じていない（→（４）へ）

（４）１ヵ月の時間外・休日労働が４５時間を超えている労働者がいますか。

１．いる（→（５）へ）　　　　　　２．いない（→問１７へ）

（５）１ヵ月の時間外労働が４５時間を超えている労働者について、健康への配慮の必要な者の範囲と措置について基準を設定し、面接指導等を実施していますか。

１．実施している（→（６）へ）　　　２．実施していない（→（６）へ）

（６）１ヵ月の時間外労働が４５時間を超えている労働者について、時間外労働の削減に取り組んでいますか。

１．取り組んでいる　　　２．取り組んでいない

問１７　以下、改善基準の遵守状況についてお尋ねします。

（１）４週間を平均した１週間当たりの拘束時間は原則として６５時間以内とする。ただし、労使協定を締結した場合は、５２週間のうち１６週間までは、最大７１．５時間まで延長することができる。

１．守れている

３．あまり守れていない

２．守れないことがある

４．把握していない

（２）１日の最大拘束時間は１３時間以内を基本とし、最大１６時間を超えないものとする。この場合、１日の拘束時間が１５時間を超える回数は１週間に２回以内とする。

１．守れている

２．守れないことがある

３．あまり守れていない

４．把握していない

＜注意点＞

・２人乗務（車両内で身体を伸ばして休息できる場合に限る）の場合は、最大２０時間です。

・隔日勤務の場合は、２暦日合計で最大２１時間（夜間に４時間以上の仮眠時間を与える場合は、２週間について３回を限度に、最大２４時間）です。

（３）１日の休息期間は継続８時間以上とする。

１．守れている

２．守れないことがある

３．あまり守れていない

４．把握していない

＜注意点＞

・休息期間を分割して与える場合は、１回が継続４時間以上、合計１０時間以上であり、一定期間における勤務回数の２分の１までといった要件があります。

・２人乗務（車両内で身体を伸ばして休息できる場合に限る）の場合は、継続４時間以上です。

・隔日勤務の場合は、継続２０時間以上です。

・フェリーに乗船する場合は、乗船時間が２時間を超える時間を休息期間８時間（２人乗務の場合４時間、隔日勤務の場合２０時間）から減じることができます。ただし、その場合においても、減算後の休息期間は、２人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の２分の１を下回ってはなりません。

（４）休日は、休息期間＋２４時間＝３２時間以上の連続した時間とする。ただし、隔日勤務の場合は４４時間とする。

１．守れている

２．守れないことがある

３．あまり守れていない

４．把握していない

（５）１日の運転時間は２日（始業時刻から４８時間）平均で９時間以内とする。

１．守れている

２．守れないことがある

３．あまり守れていない

４．把握していない

（６）４週間を平均した１週間当たりの運転時間は原則として４０時間以内とする。ただし、貸切バス及び高速バスの運転者について、５２週間の運転時間が２，０８０時間を超えない範囲内で、５２週間のうち１６週間までは４週間平均で１週間当たりの運転時間を４４時間まで延長することができる。

１．守れている

２．守れないことがある

３．あまり守れていない

４．把握していない

（７）連続運転時間は４時間以内とする。

１．守れている

２．守れないことがある

３．あまり守れていない

４．把握していない

（８）休日労働は２週間に１回以内とする。

１．守れている

２．守れないことがある

３．あまり守れていない

４．把握していない

問１８　改善基準を遵守できない場合、その主な理由は何ですか。下の選択肢の中から当てはまるものに○をつけてください（複数回答可）。

１．改善基準の内容がわかりにくいから

２．改善基準が厳しすぎるから

３．運行が旅行会社側の都合に左右されるから

４．自社で運行管理が徹底できていないから

５．事業場の運転者が少ないから

６．渋滞等、交通環境が悪いから

７．季節的に業務の繁閑の差が大きいから

８．その他

|  |
| --- |
|  |

問１９　以下、交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守状況についてお尋ねします。

（１）無理のない適正な労働時間等を設定した適正な走行計画を作成すること等により、労働者の十分な睡眠時間等の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理を行っていますか。

１．守れている　　　　　　　　　　　　３．あまり守れていない

２．守れないことがある　　　　　　　　４．把握していない

（２）高速乗合バス及び貸切バス事業者においては、高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準を遵守していますか。（注）

１．守れている　　　　　　　　　　　　３．あまり守れていない

２．守れないことがある　　　　　　　　４．把握していない

５．高速乗合バス及び貸切バスの運行を行っていない

（注）「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準」については、平成25年８月１日から適用

（３）走行計画の作成にあたり、早朝時間帯の走行を可能な限り避けるようにするとともに、走行する場合は、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する等の交通労働災害防止のために必要な措置を実施するよう努めていますか。

１．守れている　　　　　　　　　　　　３．あまり守れていない

２．守れないことがある　　　　　　　　４．把握していない

（４）乗務開始前に、点呼等により、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録していますか。

１．守れている　　　　　　　　　　　　３．あまり守れていない

２．守れないことがある　　　　　　　　４．把握していない

問２０　常時５０人以上の労働者を使用している事業場の方にストレスチェック制度についてお尋ねします。

　　　　ストレスチェックを実施しましたか、又は平成２８年１１月３０日までに実施する予定はありますか。

１．実施した　　　　　　　　　　　　２．実施する予定がある

３・実施する予定はない

Ⅲ．その他、労務管理等に関して指導員に相談してみたいこと等がありましたら、自由にご記入ください。

|  |
| --- |
|  |

お疲れさまでした。

ご協力ありがとうございました。